

## 指定管理者制度について

### 1. 指定管理者制度とは

平成 15 年に地方自治法が改正され、新たに指定管理者制度が創設されました。これにより、市の出資団体など公共性のある団体だけでなく、民間事業者、NPO、法人格のない任意の団体まで、幅広い団体が指定管理者としての指定を受けた上で、市に代わり公の施設の管理運営を行えるようになりました。

また、指定管理者は、一定の基準に従って施設の使用許可を行うこともできます。

#### ※公の施設

住民の福祉を増進することを目的に、住民の利用に供するため地方公共団体が設置した施設で、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないとされている(地方自治法第 244 条及び第 244 条の 2 第 1 項)。

### 2. 指定管理者制度の目的

民間企業やNPOなどの多様な団体が、それぞれの能力や特長を活かして施設を管理運営することによって、施設サービスの向上や管理運営経費の削減等を図ることを目的としています。

### 3. 指定管理者の指定の方法

指定管理者は、原則として公募とします。(施設の設置目的などから資格要件を設けることがあります。また、公募しない場合もあります。)

次に、選定委員会を開いて有識者などの意見を聴いた上で、応募者が提案した事業計画や経費などを総合的に判断して、指定管理者として最適な団体を選定します。

その後、議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定することとなります。

### 4. 基本的な考え方

小田原市では、施設サービス向上とコスト削減の視点から、現状の管理運営体制を検証し、指定管理者制度の活用が最適かどうかを判断しており、平成 18 年度から指定管理者制度の導入を進めています。

### 5. 制度活用にあたっての留意点

- ・施設サービスの向上と施設の有効活用に資するか、また経費削減など費用対効果はどうか。
- ・NPOや自治会などによる自主的な管理運営の推進に資するか。
- ・民間事業者や公共団体等が有する高度な専門知識や経営資源を活用できるか。

6. 指定管理者制度導入施設一覧（平成30年4月1日現在）

	施設名	指定管理者	指定期間	所管課
1	おだわら市民交流センター	小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体	平成27年11月28日～ 平成31年3月31日	地域政策課
2	小田原駅西口第1自転車駐車場	小田急電鉄株式会社	平成27年12月1日～ 平成30年11月30日	地域安全課
3	小田原市総合文化体育館	小田原スポーツ・文化運営企業体	平成29年4月1日～ 平成34年3月31日	スポーツ課
4	小田原テニスガーデン			
5	城山陸上競技場			
6	小峰庭球場			
7	小田原市鴨宮ケアセンター	社会福祉法人 小田原福祉会	平成30年4月1日～ 平成35年3月31日	福祉政策課
8	小田原市歯科二次診療所	一般社団法人 小田原歯科医師会	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	障がい福祉課
9	小田原市いこいの森	小田原市森林組合	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	農政課
10	小田原市梅の里センター	JV トータルライフサービス・ 小田原食とみどり	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	
11	小田原市梅の里センター分館 曾我みのり館			
12	小田原城天守閣	一般社団法人 小田原市観光協会	平成29年4月1日～ 平成32年3月31日	小田原城総合 管理事務所
13	常盤木門			
14	小田原城歴史見聞館			
15	上府中公園 (小田原球場等を含む)	小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	みどり公園課
16	小田原こどもの森公園わんぱくらんど	小田原市事業協会・日比谷アメニス・ 緑栄造園共同事業体	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	
17	辻村植物公園			
18	小田原フラワーガーデン	小田原フラワーガーデンパートナーズ	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日	